

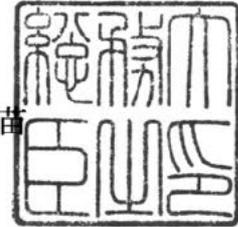


総管情第 177 号-2
令和 2 年 7 月 2 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

■■■■ 様

総務大臣 高市 早苗



令和 2 年 5 月 18 日付け（同月 19 日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
e-LAWS 参照条文整形マクロ、一太郎アドイン
 - 2 延長後の期間
60 日間（延長後の開示決定等の期限：令和 2 年 8 月 3 日（月））
※ 期間の末日が休日（令和 2 年 8 月 2 日（日））となるため、その次の開庁日が
開示決定等の期限となる。
 - 3 延長の理由
法第 13 条第 1 項に基づき、第三者に対し、意見書提出の機会の付与を行うため。
- * 担当課等
総務省行政管理局行政情報システム企画課
所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電 話：03-5253-5111